

各種無料相談のご案内

相談名	内容	相談日	会場	時間	問い合わせ
法律相談	金銭・土地・損害賠償など (弁護士が対応)	12月14日(火)	文化会館	午後1時30分～4時 ※要予約	社会福祉協議会 ☎80-3611
		12月21日(火)	町民会館		
		1月5日(水)	文化会館		
行政相談	一般行政上の問題・要望など	12月14日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	総務課秘書広報班 ☎84-1211
		12月21日(火)	町民会館		
		1月12日(水)	文化会館		
人権相談	人権の侵害に関する悩みなど	12月14日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	住民課住民班 ☎84-1214
		12月21日(火)	町民会館		
		1月12日(水)	文化会館		
心配ごと相談	家庭や地域での悩みなど	12月14日(火)	文化会館	午後1時30分～4時	社会福祉協議会 ☎80-3611
		12月21日(火)	町民会館		
		1月12日(水)	文化会館		
消費生活相談	多重債務・訪問販売など	毎週火曜日 (祝休日を除く)	消費生活相談室 (役場東側) (玄関口ビエ)	午前10時～午後4時 ※正午～午後1時を除く	産業課経済班 (消費生活相談室) ☎84-1233
教育相談	育児・しつけ・不登校・いじめなど	毎週火・水曜日 (祝休日を除く)	教育課	午前9時～午後4時	教育課教職員・指導室 ☎84-4116
休日納税相談	町税等の納付に関する事	12月12日(日)	税務課	午前9時～正午 ※要予約	税務課収納対策班 ☎84-1212
		12月26日(日)			
		1月9日(日)			
お年寄相談窓口	生活や介護の不安など社会福祉に関する事	月～金曜日 (祝休日を除く)	☎電話相談のみ ☎84-2338	午前9時～午後5時	福祉課社会福祉班 ☎84-1257
暮らしのお悩み相談会	子育て・家族・家計の問題、 介護、お仕事探し、住まいなど	12月24日(金)	役場内相談会場	午前10時～正午 ※要予約	中核地域生活支援センター さんネット ☎0475-77-7531 さんぶ生活相談センターリ ンクサポート ☎0475-77-7532
		1月28日(金)			
ハローワーク 千葉出張相談	就職に関する事	12月23日(木)	消費生活相談室 (役場東側) (玄関口ビエ)	午前10時30分～午後3時 ※正午～午後1時を除く ※要予約	☎産業課経済班 ☎84-1215 ☎ハローワーク千葉職業相 談第一部門 ☎043-242-1181
		1月27日(木)			
サポステによる 若者向け就労 出張相談会	就職活動や職場内での悩みなど (就職氷河期世代も対象と しています。)	12月9日(木)	消費生活相談室 (役場東側) (玄関口ビエ)	午前9時30分～午後4時30分 ※正午～午後1時を除く ※要予約	ちば南東部地域若者サポ ートステーション ☎0475-23-5515
		1月6日(木)			
税理士による 無料相談	税に関する相談	12月1日(水)	東金商工会館	午前9時～正午 ※要予約(当日可)	千葉県税理士会東金支部 ☎0475-50-6322 ☎予約受付 月～金曜日 午前9時～正午 ※祝休日を除く
		12月15日(水)			
		1月5日(水)			
地元建設職人による 無料住宅相談	新築・修繕・融資・耐震診断・ 住宅エコポイントなど (地元の建設職人・建築士・ 増改築相談員が対応)	毎月第3日曜日	町民会館	午後1時～3時	千葉土建一般労働組合山武 支部事務所 ☎0475-58-8231
千葉司法書士会 八日市場支部 無料相談	登記・法律・債務整理の相談	12月11日(土)	旭市民会館	午後1時～5時 ※要予約	司法書士 櫻井事務所 ☎0479-22-0186 司法書士 林 武事務所 ☎0479-63-5652
		1月8日(土)			

今月の納期

- 町県民税・介護保険料の普通徴収(納付書または口座振替による納付)の方の納期限は、12月28日(火)です。
後期高齢者医療保険料の納期は令和4年1月4日(火)です。
- 町県民税[第4期]
- 国民健康保険税[第6期]
- ☎税務課収納対策班 ☎84-1212
- 介護保険料[第6期]
- ☎福祉課介護班 ☎84-1257
- 後期高齢者医療保険料[第6期]
- ☎住民課国保年金班 ☎84-1214
- ※納付には納め忘れがなく、便利な口座振替がご利用いただけます。
- 納付方法等詳細は、上記へお問い合わせください。

商工会伝言板

月次支援金が延長されます

経済産業省では、時短要請や外出自粛要請などの影響を受ける事業者を対象に、業種・地域を問わず10月分まで月次支援金を支給します。

給付対象 ①4月以降の緊急事態措置またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けていること
②緊急事態措置またはまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が令和元年または令和2年の同じ月と比べて50%以上減少していること

給付額 中小法人等 上限20万円/月
個人事業者等 上限10万円/月

申請受付期限 令和4年1月7日(金) (※10月分申請)

申請方法 月次支援金ホームページからの電子申請

☎商工会 ☎82-0434

